

宮 城 県 公 報

令和 8 年 10 月 21 日（水）
号外第 39 号

目 次

規則

- 一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例施行規則（子ども・家庭支援課）

一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

令和 8 年 10 月 21 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 67 号

一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（令和8年宮城県条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(衛生管理)

第2条 登録一時保護委託施設の衛生管理は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。
- (2) 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう努めること。
- (3) 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならないこと。
- (4) 入所する児童に対し清潔な衣服を提供しなければならないこと。ただし、下着は児童の所持するものを使用させ、又は未使用のものを提供すること。
- (5) 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならないこと。

(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第3条 知事又は児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。なお、必要な措置を講ずるに当たり、登録一時保護委託者は、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ知事又は児童相談所長に相談する体制を整備しなければならない。

2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、知事又は児童相談所長に報告しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(登録一時保護委託者内部の規程)

第4条 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- (1) 入所する児童の支援に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項

(登録一時保護委託者における記録)

第5条 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

(電磁的記録)

第6条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、条例又はこの規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。